

各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に係る事務処理要綱

(平成29年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(完了検査申請書又は工事完了通知書に添付する図書等)

第3条 法第10条第1項の規定が適用される場合における建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による工事完了の通知については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号（同令第8条の2の2において準用する場合を含む。）イからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類を添えて提出するものとする。ただし、市長に対し建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）を行った場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合（建築基準法施行規則第4条第1項第4号イに掲げる場合に限る。）

において、次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の軽微な変更を伴う場合は、同令第4条第1項第5号（同令第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて提出するものとする。ただし、第3号に該当する場合は、当該書類に軽微変更該当証明書（省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面をいう。以下同じ。）を添えて提出するものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる計画又は当該性能に影響しないことが明らかな変更

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

(3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基

準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）

（軽微変更該当証明書）

第4条 軽微変更該当証明書の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）の正本1通及び副本1通に、それぞれ当該計画に係る省令第6条第1項第1号に規定する通知書又はその写し及び省令第1条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明書交付申請書を受理し、軽微な変更に該当することを確認した場合は、軽微変更該当証明書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画等の取下げ）

第5条 法第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知し、又は前条第1項の規定により軽微変更該当証明書交付申請書を提出した者が当該提出又は通知を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画等取下届（様式第3号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明書交付申請書の正本及びその添付図書は、返却しないものとする。

（是正命令）

第6条 法第13条第1項の規定による命令は、是正命令書（様式第4号）により行うものとする。

（国等への要請）

第7条 法第13条第2項後段の規定による要請は、要請書（様式第5号）により行うものとする。

（特定建築物に係る報告の求め）

第8条 法第15条第1項の規定により報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第6号）により通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(各務原市建築物省エネルギー法関係事務処理要綱の廃止)

- 2 各務原市建築物省エネルギー法関係事務処理要綱（平成22年3月24日決裁）は、廃止する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月6日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に工事に着手した建築物の建築（改正前の第9条に規定する届出又は同条に規定する通知が必要なものに限る。）に係る事務処理については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（第 1 面）
軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同令第 5 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。
この申請書及び添付文書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〈軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定〉

【適合性判定通知書番号】 第 号

【適合性判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合性判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第 2 面から第 5 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第 1 第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書

様

各務原市長 印

下記の申請について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更
更に該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請に係る建築物の位置
- 3. 変更内容
- 4. 変更前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合性判定通知書番号 第 号
適合性判定通知書交付年月日 年 月 日
適合性判定通知書交付者

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画等取下届

年 月 日

（宛先）各務原市長

提出者住所

氏 名

次の提出を取り下げたいので届け出ます。

- 1. 提出の種類
- 2. 提出年月日
- 3. 提出に係る建築物の位置
- 4. 取り下げ理由

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第 号		

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。
2 提出者が法人の場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

是正命令書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 是正の期限

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

要 請 書

様

各務原市長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 13 条第 2 項後段の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請します。

記

- 1. 建築物の位置
- 2. 建築物に関するその他の事項
- 3. 要請する措置

第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

様

各務原市長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限